

優良県産木材認証審査実施要領

制 定 平成18年(2006年)6月21日 森林企画第 348号

最終改正 平成24年(2012年)3月28日 森林企画第1434号

第1 趣旨

この要領は、優良県産木材認証基準（以下「認証基準」という。）に基づき優良な県産木材を認証するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「県産木材」とは、県内で生産された原木（素材）を県内の製材工場等で製材・加工したもの（県内で生産された原木を使用した合板等の高次加工製品で、やまぐち県産木材認証センター（以下「認証センター」という。）が定めるやまぐち県産木製品登録要領（以下「登録要領」という。）により、「やまぐち県産木製品」として登録されたものを含む。）をいう。
- (2)「優良県産木材」とは、県産木材であって、認証基準に合致したことを認証された製材品をいう。

第3 優良県産木材の認証

優良県産木材の認証機関は、山口県森林組合連合会及び社団法人山口県木材協会が組織する認証センターとし、製材工場から出荷される製材品（認証センターが定める優良県産木材取扱事業者認定要領により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が自ら品質管理を行った製材品を含む。）が認証基準に合致することを確認するものとする。

第4 優良県産木材の認証審査申請

- 1 優良県産木材を使用した住宅を建築するため、木材の認証を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添付して、認証センターに優良県産木材認証審査申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 構造材の使用内訳書（別記第2号様式）
 - (2) 県産木材産地証明書（別記第3号様式）
 - (3) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証の写し
 - (4) (3) 以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届出書の写し
 - (5) 設計図（平面図）
 - (6) 住宅建築箇所を表示した位置図
 - (7) その他、認証センターが必要と認める書類
- 2 申請に基づく認証審査を円滑に実施するため、申請書はプレカット等の継ぎ手加工を行う前に提出するものとする。

第5 産地証明

- 1 産地を証明する県産木材産地証明書（別記第3号様式）は、信頼性を確保するため、丸太の調達から製材品への加工に携わる製材工場の自社責任において発行するものとする。
- 2 製材工場は、県産木材産地証明書を発行する場合、証明しようとする製材品を生産するための原木購入時に、原木市場から発行される購入した原木の樹種、長さ、径級等を証明する書類（以下「購入原木内訳書」という。）を添付するものとする。
- 3 素材生産業者から直接原木を購入するなど、前項の規定による木材販売計算書の添付が困難な場合は、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 素材生産業者との契約書及び、森林法に基づく伐採に関する手続きが適正に行われていることを証明する書類。
 - (2) 自ら伐採した場合は、森林所有者との契約書及び、森林法に基づく伐採に関する手続きが適正に行われていることを証明する書類。

第6 認証検査の実施

- 1 認証センターは、第5の規定に基づく申請があった場合は、優良県産木材認証審査実施細則（以下「細則」という。）による認証検査するものとする。

また、認定事業者が木材を供給する場合、認証センターは、認定事業者が提出する品質管理に関する資料により審査するものとし、認証検査を省略することができる。
- 2 認証検査の日時・場所は、認証センターが指定し申請者に通知する。
- 3 認証検査には、申請者又は製材品の出荷責任者が立会するものとする。

第7 申請者の義務

申請者は、細則に基づく認証検査が円滑に実施されるよう、天候に左右されない場所を確保するとともに、認証センターの指定した日時・場所に申請の対象となる木材を全て搬入するなど、認証検査に協力する義務を有するものとする。

第8 優良県産木材審査報告書及び優良県産木材認証ラベルの発行

認証センターは、認証審査終了後、申請者に優良県産木材審査報告書（別記第4号様式）2部及び優良県産木材認証ラベルを発行するものとする。

附則

この要領は、平成18年（2006年）6月21日から施行する。

附則

この要領は、平成21年（2009年）3月31日から施行する。

附則

この要領は、平成24年（2012年）3月28日から施行する。

優良県産木材認証審査申請書

平成 年 月 日

やまぐち県産木材認証センター 様

申請者 住所
ふりがな
氏名 印
(連絡先電話番号)

優良県産木材認証審査実施要領第 5 の規定により、下記の書類を添えて認証審査を申請します。

記

- 1 構造材の使用内訳書
- 2 県産木材産地証明書
- 3 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の申請が必要な木造住宅については、同法第 6 条第 1 項の確認済証の写し
- 4 3 以外の住宅については、建築基準法第 1 5 条第 1 項の建築工事届出書の写し
- 5 設計図（平面図）
- 6 住宅建築箇所を表示した位置図
- 7 優良県産木材取扱事業者認定要領により認定を受けた事業者から木材を調達する場合、申請する住宅の構造材に使用する優良県産木材 1 本毎についての品質管理に関する検査野帳
- 8 その他、県産木材認証センターが必要と認める書類